

松江市告示第383号

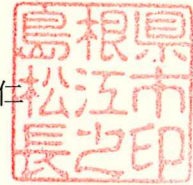
市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月1日

松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点	供用開始日	図面 番号	備考
60004	玉 の 宮 線	松江市玉湯町玉造556番2地先 " " " 552番9地先	令和7年10月1日	1	